

2005年10月

様

滋賀県中小企業家同友会

代表理事 蔭山 孝夫

〒525-0036 草津市草津町1512

電話 077(561)5333 FAX077(561)5334

E-Mail : [info@shiga.doyu.jp](mailto:info@shiga.doyu.jp)

URL : <http://www.shiga.doyu.jp>

# 2006年度滋賀県に対する 中小企業家の要望と提案

## はじめに

私たち滋賀県中小企業家同友会（以下、滋賀同友会：1979年1月創立、会員数640名、平均従業者数25名）は、「よい会社をつくろう」「よい経営者になろう」「経営環境を改善しよう」の三つの目的を持ち、「自主・民主・連帯」の精神で会を運営し、「国民や地域とともに歩む中小企業」をめざして活動している中小企業経営者の自主的な非営利団体です。

私たちは、自主的自助努力による経営の安定・発展と、中小企業をとりまく経営環境を改善することに努め、1997年より毎年「中小企業家の要望と提案」を作成し、滋賀県、県議会各会派、地域金融機関に提出し、懇談を重ねてまいりました。

8月の政府月例経済報告では「景気は踊り場の状況を脱却してきている」と述べられていますが、大企業と中小企業の格差は一層拡大しており、地域と共に生きる中小企業・自営業と個人の消費は、景気の回復から取り残されているというのが実感です。

この状況を根本から打開するためには、産業・経済政策の柱に、中小企業政策を明確に位置付け、地域経済の自立的な回復に向けた経済政策が切望されています。

私たちは、中小企業経営を発展させることが地域経済の自立的・平和的な繁栄を保証するという観点に立ち、地域と共に歩む中小企業が果たしている役割を正当に評価し、中小企業振興政策を県の産業政策の柱とされることを要望するものです。

これまで私達は自主的自助努力による強靱な体質の企業と経営環境の改善に向けて、次の課題に取り組んできました。

- 1) 人間を人間として大切にす理念型の企業づくりで、構造転換による地域経済の空洞化に歯止めをかけ、地域の雇用を守り発展させる
- 2) 経営指針（経営理念・方針・計画）の成文化と実践による経営者の意識改革と経営革新
- 3) 労使が共に学び成長し、生きる力を育む社員“共育”活動とその経験交流
- 4) 中学生の職場体験学習、高校・大学生のインターンシップなど地域や大学との“共育”的連携の推進
- 5) 「同友会版環境マネジメントシステム（同友EMS）」の普及による環境保全型の企業と人材の育成
- 6) 産・学・官・民の連携による新しい仕事づくり
- 7) 中小企業や市民など借りる側にとって円滑に資金供給が行われる金融システムをめざす「金融アセスメント法（仮称）」の制定運動（滋賀県議会および県下50市町村議会（当時）で早期制定の意見書採択）
- 8) 中小企業を国民経済発展の中核的担い手として、国の根幹を支える重要な役割を正当に評価し、中小企業政策をわが国の基本的政策として位置付けることを宣言する「中小企業憲章」の制定に向けた学習運動

私たちは、自らの経営姿勢の確立に努め、中小企業家としての社会的責務を果たし、地域経済と中小企業が発展できる環境をつくるために、下記のような経営環境を求め行動するものです。関係各位のご協力、ご支援を要望します。

## 1. 中小企業の活性化による滋賀県経済の再生を

中小企業が元気になってこそ滋賀県経済も元気になり、雇用の増大にもつながります。また、滋賀県の税収も増え厳しい状態の県財政も改善されます。

全国的に事業所数が減少する中で、滋賀県は減少率が最低ではあるものの、従来雇用の中心を担ってきた製造・建設業の減少は著しいものが見られます。

日本経済の空洞化は滋賀県でも例外ではなく、内陸型の工業県という産業構造が転換してきており、既存中小企業の経営資源を活かしながら、新事業の展開を進める「第二創業」を強力に進めることが焦眉の急となっています。

県では環境・健康福祉・観光・バイオ・ITの5分野を中心に滋賀県らしい新規産業の育成をめざしておられますが、より幅広い分野の既存中小企業が新分野へ挑戦するための計画的できめの細かい相談・支援活動を求めます。

### 〔要望・提案事項〕

#### 1) 既存中小企業の新しい仕事づくりへの支援を

地域から大企業が次第に撤退していくなかで、中小企業が地域で取り組んでいる新規事業、事業転換、グループ化、ネットワーク化などのさまざまな「新しい仕事づくり」を調査し、有効な景気回復と雇用拡大策として位置付けて、情報・技術・人材・資金等について積極的に支援してください。

#### 2) 地元の自治体と連携し、中小企業の実態調査を本格的に行ってください

中小企業こそ数的にも雇用においても滋賀県経済を支えていることはご認識の通りですが、その経営の現場に出向く実態調査が充分に行われているとは言えず、県内産業にしめる中小企業の比重について、詳細なデータすらありません。

私たちは、今後会員企業のヒアリング活動を産学連携で行い正当な自助努力が報われる経営環境のありようを調査研究する予定です。

県としても市町村合併が行われ、中小企業の経営基盤が大きく変化している今こそ、地元自治体と連携し、中小企業の現状把握を行い政策づくりに活かしてください。これらの調査活動で大切な点は、行政が調査を下請機関に委託して、出てきたデータを数字的に活用するというやり方ではなく、行政の職員が積極的に、能動的に、中小企業問題に関わることです。従って行政の職員が中小企業の実態を自分たちの足と、目と耳を使って状況把握することを最も大切な点として要望します。

#### 3) 中小企業・自営業の経営品質を評価し事業の継続的発展を支援するプログラムづくりを

中小企業、特に自営業では、意欲はあってもやり方が分からない、日常業務で追われ一歩足が前へ出ない状況が圧倒的です。

事業所数が減少する下で、既存中小・自営業の経営品質を高め、働きがいのある良い体質の企業づくりをすすめることは、事業の継続と後継者が育つ意欲を高めることにもつながります。

私達は1990年以来、経営指針（経営理念・方針・計画）づくりを軸に経営者の自己確立と、人材の育成、新たな事業づくりによる自立型企业づくりに取り組み、確かな成果を上げつつあります。

県としても既存中小・自営業の経営品質を高めるために、県版の経営品質評価・育成プログラムを産学官連携で構築し、経営管理能力（リーダーシップ、マーケティング、人、モノ、財務、情報、社会的責任など）の高い企業づくりを進めて下さい。

#### 4) 自然環境を重視した地域密着型公共投資への転換

従来型の公共事業を、環境にやさしくしかも地域を豊かにし、地域雇用に果たす役割も大きい、生活基盤整備・社会福祉・教育・環境保全・防災重視の生活整備型・自然再生型の公共投資へ抜本的に転換させてください。

とりわけ、公共施設の耐震工事、ユニバーサルデザイン化、歩道と自転車道の整備、河川・水路を多自然型へとつくりかえる事業を強化してください。

#### 5) 「金融アセスメント法」（仮称）の早期制定を国へ要望して下さい。

中小企業と地域が健全かつ社会的に望ましいかたちで発展していくためには、「円滑な資金需給」「利用者利便」などの視点から必要な情報を収集して金融機関の活動を評価し、公開する「金融アセスメント法（仮称）」(<http://www.doyu.jp/finance/>)の制定が必要です。滋賀県では私どもの誓願・陳情によって平成14年7月県議会での制定を求める意見書採択に続き、県下50市町村すべての議会で意見書が採択されております。

つきましては、滋賀県としても企業と金融機関の共存共栄が図られるよう積極的に「金融アセスメント法」（仮称）制定の早期法制化を国へ要望して下さい。

#### 6) 自治体での金融施策の充実

財政を地域活性化に有効に活用するためにも、制度融資をベンチャー企業育成への融資に偏在するのではなく、既存企業の新しい仕事づくりに対する制度融資を充実してください。また必要に応じて新設して下さい。

#### 7) 各種補助金について

①各種補助金は単年度で執行されておりますが、企業への正式な認定通知は期の半ばを過ぎる（7月や8月）ことが殆どで、その後に見積もりや発注をするために実質半年で成果を出さなければならない状況であり、補助金を複数年度で執行する方策を講じるほか、県独自に複数年度にわたる補助金のシステムの創設をお願いします。

②提出書類の簡素化をお願いします。また助成事業の一部として、県から委託されたアドバイザー制度を設け、これら専門家が対象企業を定期的に訪問し、技術的な支援とあわせて適切な対象経費の処理をしているか観察・助言を行うなどの方法をとってください。

③補助金交付書を提出後、進行と同時に経費予算、資金使途に変更が生じることも多いので、計画変更柔軟な対応をとってください。

- ④製品は生み出されて以降、消費者ニーズ等によって改良・工夫が付け加えられていきます。この分野も助成金の対象に入れてください。
- ⑤補助金を有効かつ的確に活用する為に審査機関を設けてください。技術や新規性のみならず市場性も判断できるよう、学者や有識者以外に中小企業の代表をこの機関のメンバーとしてください。

## 8) 保証協会保証付き融資における第三者保証の廃止

保証付き融資を利用する場合、保証料を払った上に連帯保証人が必要とされるのは、本来の信用保証理念の趣旨にそぐわないものであり、無保証人融資をふやすこと、少なくとも連鎖倒産の原因となる第三者の連帯保証を求めるのは止めるよう県として保証協会へ働きかけてください。また、審査において物的担保優先主義に偏りがちな傾向を改めるように指導して下さい。

## 2. 自然環境を保全し人間らしく生きることができる循環型産業の育成を

地球環境問題が国民的課題となる中で、環境保全と人間らしい暮らしを支える循環型の産業分野を広げることが求められています。

特に本県は近畿1400万人の水源であり、日本で最大・最古の湖、多様な生物の宝庫である琵琶湖を有しております。そのかけがえのない自然と水環境を改善することが新しい仕事を生み出すような、一次産業と中小企業のコラボレーションによる新しい循環型産業の育成に努めて下さい。

### [要望・提案事項]

#### 1) 小規模分散型の自然エネルギー・新エネルギー活用促進策を充実させて下さい。

公的施設への自然エネルギー・新エネルギー導入を地元自治体とも連携して推進すると共に、導入に当たっては小回りが効き迅速なメンテナンスを行うことが出来る地元中小企業へ優先発注して下さい。また、中小企業の自然エネルギー・新エネルギー導入や、住宅への太陽エネルギー発電に対する助成措置を充実するようにして下さい。

#### 2) 省エネルギーな暮らしや環境共生住宅の開発支援

弊社新産業創造部会と（協）HIP滋賀では近畿経済産業局が進める産業クラスター計画の中核組織・NPOEEネットの支援を受け、環境と共生した暮らし方と、建築廃材をなくす100年住宅のエコホームづくりをすすめております。

県としても、省エネルギーな暮らしや環境共生住宅づくり、エコヴィレッジづくりの技術を研究する企業や任意のグループに対して積極的に支援するとともに、事業化に際しては県としても全国へ成果を発信するなどして、販売促進支援も行って下さい。

#### 3) 地域資源を循環させる仕事づくりへの支援

川上の木で川下の家づくりを進めるような県産材を活用した家づくりなど、地域資源と地元産業の連携による仕事づくりの促進と普及に取り組んで下さい。

4) ふるい・キツイ・低収入から、新しい・楽しい・高収入といわれる農業への転換を継続して農業経営が成り立つことが、持続可能な循環型社会の基盤づくりになります。安心で安全な食品や環境にこだわった農産物を育成し、滋賀県ブランドとしての消費者づくり、産業界との橋渡し（高級料亭・レストラン・加工会社との連携）を進めるなど販路の拡大まで支援を広げて下さい。

5) 遊休化している干拓地などを産学官連携で有効利用することの促進

琵琶湖周辺にある遊休化している干拓地などを、人間性回復のための農業体験、環境学習、市民農園、宿泊施設など農業を切り口にしたゼロエミッション型の施設に再利用することで、廃棄物を減らし環境にも配慮した滋賀県ブランドづくりに役立てることが出来ます。

産学官が連携し、そのようなビジネスモデルを確立することを促進して下さい。

### 3. 人間力豊かな人が育つ教育環境の整備と障害者雇用の推進を

私たち中小企業は、地域雇用と活性化の担い手として、「企業に役立つ人材」である前に「社会で通用する人格形成」をめざし、働くことを通して若者達に対する人間教育を進めています。

そのような中、当会では健全な中小企業の役割を地域へ広め、働くことの意義、働くことと人として育つことを良い会社づくりの機会と位置づけ、支部単位で中学生の職場体験学習を受け入れています。

また新産業創造部会と（協）HIP滋賀では「働くことと学ぶことの意味」を知り「起業家精神」の育成をめざして大学生のインターンシップに取り組むなど、子どもや学生たちが働くことを通じ、社会性豊かに育つ気づきの場として積極的に支援と協力をしております。

私たちは、『教育基本法』の精神にもとづき、「個人の尊厳を重んじ真理と平和を希求する人間の育成を期すると共に、普遍的で、しかも個性豊かな文化の創造をめざす教育」を社員教育の根本に据えております。企業における人材育成とは「企業にとって都合の良い人間」を育成することではなく、人間として「生きる力」を身につけ、自立した責任ある社会人を育てることだと考えます。

地域の教育力が問われている中で、行政、教育現場と中小企業家が連携し、狭い意味での職業教育の枠組みを超え、中小企業で働く人々（就労人口の80パーセント）が人間性の向上をベースに技術・技能・専門性を高める企業内学習システムづくりを強力に支援し、社会教育運動として学習型の企業と地域づくりに取り組むことが求められています。

#### [要望・提案事項]

1) 「教育基本法」「ユネスコ学習権宣言」の精神を尊重した教育を

「教育基本法」の改正が論議されていますが、今大切なことは、教育基本法の精神を活かした教育現場での実践であると考えます。私たちは社員教育を「教育基本法」と「ユネスコ学習権宣言」の理念をベースに推進しています。それは、多様な生命を育む湖国滋賀を担う主体である人間の育成には、基本法の精神とその第1条「教育の目的」および学習権宣言の精神による歴史をつくる主体者としての人づくり理念が欠かせないからです。

県としても教育基本法及びユネスコ学習権宣言の精神を尊重し、あらゆる教育の場で実践に活かすように広め働きかけて下さい。

## 2) 未来を担う子供たちが育つ環境整備

未来を担う子どもたちが人間性豊かに育つには、教師と子どもがとゆとりを持って向き合い、一人ひとりの能力を引き出していく、ていねいな関わり合いが必要です。教師が教育専門家としての能力と人間的魅力を備えると共に、教師の人数を思い切って増やして少人数学級(20名前後)を実現してください。教師の人数を増やし、少人数学級を実現することで、本来の仕事である授業とその準備、専門性を高めるための時間、子どもと関わる時間を**物理的**に増やす条件をつくることができます。

さらに、社会的使命感に燃えて教育に打ち込み続けることができる保障として、一定期間教育実践を積んだ教師が大学院で専門をさらに深め、ドクターの資格を取得することができるシステム(このシステムも現場の忙しさを補完し合う人間力豊かな教師集団づくりが基本となります)を検討してください。

## 3) 滋賀県立大学に「中小企業大学院(仮称)」を創設し、新しいコースとして「中小企業経営者育成コース」や「経営幹部育成コース」を開講してください。

近年、研究者ではなく専門性の高い職業人の育成を目的とした大学院の開設が進んでいます。滋賀県立大学に中小企業の後継者や新規創業、経営幹部を志す若者を対象に中小企業経営の技術や商いのイロハを伝授する大学院を創設して下さい。そして、第一線の中小企業経営者や熟練した幹部社員などのマンパワーを活用し、地域と共に歩む中小企業の役割や起業することの意味を伝え、経営者・幹部に必要な能力を磨き、社会に貢献し強い体質の企業を多数生み出すための人材育成を進めて下さい。

当会では要請があれば講師派遣など、積極的に対応します。

## 4) 新しいインターンシップ推進組織の設置で産学官の知的クラスター構築を

大学生のインターンシップが積極的に行われています。滋賀県では「滋賀県大学・短大等雇用対策協議会」においてインターンシップの円滑な導入と実施に取り組まれておりますが、大学間で取り組みに格差があり、働くことを通じて地域社会に役立ち、自立して生きる目的に気づいていくという、社会教育運動としての統一した目的と実践が確立されているとは言えません。

県として大学および受入をすすめている企業や各団体をとりとまとめ、より充実した教育力のあるインターンシップをすすめるための新しい機関を設置し、産学官ネットワークによる知的クラスターの構築に向けて施策を講じてください。

また、小中高の教員の方や行政職員のインターンシップを、中小企業で積極的に行ってください。

## 5) 障害者と健常者が共に生きる環境整備と仕事づくり

私達は今年度より「ユニバーサル委員会」を発足させ、障害者と健常者が垣根なく共生で

きる社会づくりに向けて活動をスタートしました。この間、共同作業所や障害者雇用企業の視察・研修に取り組み、障害者の働く受け皿としての企業整備をめざして学び合っております。

中小企業における障害者雇用は、製造業の空洞化や単価の引き下げ、価格競争によって仕事がなくなり、法的義務や社会的責任などの綺麗事ではすまされない大変厳しい現実があります。

滋賀県内においても福祉的就労から一般就労への道は大変厳しい状況であり、障害者が自立して地域で働き暮らすことができる環境を整備するために、福祉施策はもとより労働施策として一般就労に向けたきめ細かい支援（仕事探し・職場実習・相談員の配置など）を行ってください。

さらに、共同作業所等で障害者が暮らせる賃金を確保する仕事づくりに向けた支援策を強めるとともに、障害の度合いが重く自立が困難な障害者に対する支援は、引き続き進めてください。

特に、官公需にあつては共同作業所等や障害者を雇用する中小企業へ優先的に発注するなど、一般競争入札による価格競争にならない独自の施策を講じてください。

学校教育においては、将来自立することを前提にした障害児の教育を進めると共に、障害者と共に生きることを自然に受け入れる、子供たちの心の教育に力を注いでください。

#### 4. 「環境こだわり県」にふさわしく、環境を内部化した企業づくりと新しい仕事づくりへの積極的支援策を

私たち同友会は1995年6月に「琵琶湖淀川水系の水質を守るために：水環境行動憲章」を発表しました。翌96年2月に会の内外に向けて冊子を発行し、自然と共生する中小企業経営と環境保全型社会をめざして、実行できることから取り組んでおります。

会内には2001年6月に「地球環境研究会（2004年度より「地球環境委員会）」を発足し、2001年11月に開催された第9回世界湖沼会議の開催に呼応し、中小企業家として環境問題の解決に関わる理念と実践を全国へ発信するために、湖沼会議の自由会議として第1回目の「中小企業地球環境問題全国交流会」を滋賀で開催しました。

また、中小企業が費用をかけないで簡単に環境共生型の社風を確立できる「滋賀県中小企業家同友会版環境マネジメントシステム（以下・同友EMS）」を構築し会内企業へ導入をはかるとともに、今年度は地球温暖化問題を社員みんなで考えて省電力に取り組む「CO2削減レース」を50事業所の参加で取り組むなど、出来ることから一歩ずつ取り組んできました。さらに地球環境委員会の中に米米倶楽部（コメコメクラブ

<http://www.shiga.doyu.jp/komekome/>）を立ち上げ、米の不耕起自然栽培に取り組む3年目を迎えております。

私たちは、生命の尊厳性を尊重する理念を持ち、人類永遠の存続と繁栄を願い、環境保全に中小企業家として積極的に関わり実践してゆく立場から、以下の点について要望します。



## 〔要望・提案事項〕

### 1) 「同友EMS」導入企業への評価と普及促進

滋賀県内の大多数を占める中小企業が環境共生型へと向かうためには、同友会版EMSの導入 (<http://www.shiga.doyu.jp/kankyoku/index.html>) によって企業活動を通じて誰もが自然に自然環境の改善に取り組むことができる企業づくり、すなわち環境を内部化した企業づくりが必要です。県では「エコアクション21」の普及を進めておられますが、より幅広い企業が環境負荷の少ない経営を推進するためにも、自主的に環境保全の理念と方針および計画を目標を持ってすすめる「同友EMS」導入企業を環境保全型企业として「エコアクション21」認証企業に相応する評価を与えるなど、県内中小企業へ意義を伝え広めることに協力して下さい。

そのために必要であれば、「同友EMS」を「エコアクション21」のシステムと連動させるなど、連携して取り組むたいと考えます。環境共生型の企業を県内中小企業の多数派にするために、共に進めてまいりましょう。

### 2) 環境事業を軌道に乗せるための販売支援

環境ビジネスに取り組む中小企業にとって最も切実な問題は、「つくっても売れない」「入り口があっても出口がない」ということです。

県では各種助成措置の他、販路拡大支援のために「環境ビジネスメッセ」を開催されていますが、県内企業が産み出した環境関連商品やサービス等を県として積極的に評価し優先して購入する仕組みや、恒常的に販売支援するシステムを早急に講じてください。

### 3) 県独自の環境配慮型農業の促進

琵琶湖の水質浄化に向けて農業廃水対策をさらに進めて下さい。県では湖国の農業の健全な発展と琵琶湖等の環境を保全することを目指し、化学的に合成された農薬や肥料の使用を削減するなど、環境への負荷を低減し農業の有する自然循環機能を高める新たな取り組みとして、環境こだわり農業を推進されています。この取り組みを一層広げると共に、さらにもう一歩進んで無農薬の有機農法が滋賀県農業の主流となるように、生産者支援（地産地消による産直の仕組みづくり、生産者と消費者・中小企業家との交流促進など）を進めてください。

## 5. 中小企業を地域経済発展の主役に位置づける「滋賀県中小企業振興基本条例」の制定を

この10数年間にアメリカやヨーロッパの先進諸国は経済社会における中小企業の果たす役割を的確に評価して中小企業重視へと政策転換を行っています。2000年にはEU（欧州連合）が「欧州小企業憲章」（リスボン憲章）を採択し、「小企業はヨーロッパ経済の背骨である。小企業は雇用の主要な源泉であり、ビジネス・アイデアを産み育てる大地である。小企業が最優先の政策課題に捉えられてはじめて、“新しい経済”の到来を告げようとするヨーロッパの努力は実を結ぶだろう」と宣言しています。

また、日本政府も含む48カ国によって同年に採択した「OECD（経済開発協力機構）中小企業政策に関するボローニャ憲章」でも、中小企業が普遍的な存在として重要であることを認識した政策を行うことを強調しています。

一昨年6月に当会新産業創造部会は北イタリアのボローニャを訪問し、エミリア・ロマーニャ州技術発展協会からレクチャーを受けました。エミリア・ロマーニャ州の人口は約400万人ですが、企業数は40万社もあり、内97パーセントが社員数20人以下の中小自営業です。州では、この人口10人に対して1社の割合で存在する中小自営業こそ北イタリアの自立的な経済発展を担っていると高く評価し、中小自営業の振興に力を注いでいるということでした。

わが国では1999年に中小企業基本法が改正されましたが、その政策は競争力のある中小企業を支援することとベンチャー中心の新産業の創出に重きが置かれ、普通の中小自営業を無数に生みだし、暖め育み、花開かせるという方向への政策転換は遅れています。

戦後日本経済の復興において、中小企業は地域経済を根底から担う独自の役割を果たし、今日では空洞化する地域経済の自立的な再生と、真に豊かな文化性の高い人々の暮らしを担う中心的な役割を担っております。

私たちは中小企業を国民経済の豊かで健全な発展を質的に担っていく中核的存在として位置づけ、日本経済に果たす中小企業の重要な役割を正確かつ正当に評価することを通して、中小企業政策を産業政策における補完的役割から脱皮して中小企業重視へと抜本的に転換することを「宣言」し、日本独自の「中小企業憲章」(<http://www.doyu.jp/kensyou/>)を制定する運動を国と地方自治体に対して働きかけます。

#### 〔要望・提案事項〕

##### 1) 「滋賀県中小企業振興基本条例（仮称）」の制定

滋賀県においては総事業所数の99.8パーセント（平成13年度事業所統計：民間事業所総数59,295社より従業者数300名以上の130事業所を大企業として除いたものを中小企業として換算）、総従業者数の84パーセント（平成13年度事業所統計：民間事業所雇用総数572,994人より従業者数300名以上事業所の90,117人を大企業として除いたものを中小企業雇用率として換算）を占める中小企業の自立的な活性化と地域経済の活性化は一体のものです。

中小企業を軸にした新しい地域経済の活性化を促進するには、金融や研究開発支援という狭い意味での中小企業施策ではなく、教育・文化・環境・福祉など地域社会に関わるあらゆる施策の中に中小企業の活力を引き出す観点が含まれることが欠かせません。

そのように幅広い分野できめ細かく総合的な政策実践を進める精神（理念）と方針を確立するためにこそ、「滋賀県中小企業振興基本条例」を制定してください。

なお、埼玉県では「埼玉県中小企業振興基本条例（平成14年12月24日施行）」が制定されているほか、千葉県および三重県においては現在条同趣旨の条例制定が論議されております。

## 2) 「滋賀県中小企業振興会議（仮称）」の設置

基本条例に基づき、中小企業の活性化に向けた政策立案を図るために、経済団体、研究者、中小企業経営者、市民の公募による「滋賀県中小企業振興会議（仮称）」を設置し、県民レベルで意識を変え、中小企業の活力で空洞化する地域経済を再生するためのアクションプラン（行動計画）を作成しましょう。

## 3) 地元自治体と連携して活力ある中小企業を育てるために、市町単位での「中小企業振興基本条例（仮称）」制定を促進しましょう。

県が率先して「中小企業振興基本条例（仮称）」を制定し、「中小企業立県滋賀」を宣言していただくことで、各市町においても「中小企業振興基本条例（仮称）」の制定が促進されます。

弊会では地域の支部単位で、「中小企業振興基本条例（仮称）」制定に向けた学習や行政との対話を行います。地域中小企業を柱に据えた元気な地域づくりをすすめるために、共に市町へ条例制定の働きかけを行ってまいりましょう。

## さいごに

滋賀県経済の自立的な繁栄には、地域と共に歩み育つ中小企業が連結し、学・官さらに地域住民とも力を合わせて、地域の経営資源をいかした個性的な事業を無数に創出していくことが必要です。

私たちは地域経済の再生を担うという社会の要請に応えるため、自主的自助努力をより一層強化し、全社一丸で良い企業づくりに努める決意です。

私どもの経営努力がより一層いかされる環境を願い、ここに要望と提案を提出しますので、関係各位のご協力を宜しくお願い申し上げます。

## 同友会の3つの目的

- ① 同友会は、ひろく会員の経験と知識を交流して企業の自主的近代化と強靱な経営体質をつくることをめざします。
- ② 同友会は、中小企業家が自主的な努力によって、相互に資質を高め、知識を吸収し、これからの経営者に要求される総合的な能力を身につけることをめざします。
- ③ 同友会は、他の中小企業団体とも提携して、中小企業をとりまく、社会・経済・政治的な環境を改善し、中小企業の経営を守り安定させ、日本経済の自主的・平和的な繁栄をめざします。

良い会社・良い経営者・良い経営環境をめざす

# 滋賀県中小企業家同友会

〒525-0036 草津市草津町1512 TEL077(561)5333 FAX077(561)5334

E-mail [info@shiga.doyu.jp](mailto:info@shiga.doyu.jp) ホームページ <http://www.shiga.doyu.jp>